

(5) 身体拘束が禁止されている具体的な行為に対する意識と実態

身体拘束の禁止規定に具体的に該当する行為に対する意識は、ほとんどの行為について「身体拘束にあたると思う」との回答が 8 割を超えています。

しかしながら、「自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。」(76.0%)、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」(64.4%)、「車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。」(77.7%)、「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。」(79.4%)の4つの行為については身体拘束であるとの意識が比較的低く、また、これら行為が実際に事業所で行われているケースが多い結果が出ています。このようにこれらの4つの行為実施と意識との間には相関関係が見られ、改めて、禁止行為に関する正しい理解と取組みを求める必要があります。

なお、今回のアンケートで何らかの身体拘束をしていると回答した事業所は 67.0%であり、禁止規定に具体的に抵触するかは別問題として 2/3 の事業所が身体拘束を行なっている実態が明らかとなりました。